

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

○宮城県公報発行規則の一部を改正する規則

（県政情報・文書課）

一

告 示

○有害図書類の指定

（共同参画社会推進課）

一

○知事指定薬物の指定

（薬 務 課）

二

○家畜伝染病のまん延の防止に係る家畜等の移動等制限の解除

（家畜防疫対策室）

二

○家畜伝染病のまん延の防止に係る家畜等の移動制限の解除

（ 同 ）

二

○県営土地改良事業換地計画の縦覧（二件）

（農村整備課）

二

○保安林の指定の予定

（森林整備課）

三

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

（税 務 課）

三

○開発行為に関する工事の完了（二件）

（建築宅地課）

六

選挙管理委員会

○政治団体の届出

（選挙管理委員会）

六

○政治団体の届出事項の異動届

（選挙管理委員会）

六

○政治団体の解散届

（選挙管理委員会）

六

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（令和三年分）

（選挙管理委員会）

七

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（令和四年分）

（選挙管理委員会）

七

○資金管理団体の指定取消等の届出

（選挙管理委員会）

八

規 則

宮城県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十四号

宮城県公報発行規則の一部を改正する規則

宮城県公報発行規則（昭和三十一年宮城県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の三項を加える。

6 公報は、不特定多数の者が公報に登載すべき事項である情報の提供を受けることができる状態に置く措置（電子情報処理組織を使用する方法（県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法に限る。）のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）

第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用する方法による措置に限る。）をとる方法により発行する。

7 公報の発行は、公報に登載すべき事項を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに入力し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に県の使用に係る電子計算機から送信し得る状態となつた時に行われたものとする。

8 第六項の規定にかかわらず、事故その他特別の事情により、同項に規定する方法により公報を発行することができないとき、又は著しく困難であるときは、書面をもつて発行することにより、これに代えることができる。この場合において、公報の発行は、公報に登載すべき事項を印刷した書面を公衆が閲覧することができる状態に置いた時に行われたものとする。

附 則

この規則は、令和五年一月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第八百六十号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

令和四年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種 類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	雑 誌	P e t i t R o s e V o l . 5 9 0 8 8 7 8 1 1 2	株式会社秋水社
二	雑 誌	m i n i S U G E R 1 8 4 2 5 1 0 1	株式会社秋水社
三	雑 誌	臨時増刊ラヴァーズ 6 8 5 4 7 1 4 4	株式会社大洋図書
四	雑 誌	コミック艶V o l . 2 3 6 7 6 0 0 1 8 5	株式会社リイド社
五	雑 誌	E X 特ダネNG S H O T 0 1 9 6 8 1 1 2	株式会社インテルフイ ン
六	書 籍	芸能お宝最新特報BUZOOOON!!! V O L . 9 I S B N 9 7 8 1 4 1 8 9 2 1 2 1 6 8 4 1	株式会社インテルフイ ン
七	雑 誌	0 実話ローレンス1月号 1 8 0 1 9 1 1	辰巳出版株式会社
八	雑 誌	裏モノJ A P A N 2 0 2 3 1 0 1 8 0 5 1 0 1	株式会社鉄人社
九	雑 誌	実話ナックルズG O L D V o l . 2 9 6 8 5 4 7 1 4 9	株式会社大洋図書
十	雑 誌	別冊ラヴァーズ V O L . 1 1 6 8 5 4 7 1 5 4	株式会社大洋図書

二 指定理由

図書類の内容が、一から七の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、八から十の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第八百六十一号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年宮城県条例第六十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年十二月十六日

一 知事指定薬物の名称

1 化学名 ニー（ニメトキシフェニル）ーニー（プロパンーニール）アミノシクロヘキ

宮城県知事 村 井 嘉 浩

サンーオン及びその塩類（通称名…M X i P r、M e t h o x i s o p r o p a m i n e）
2 化学名 ニーメチルー（五ーメチルチオフェニル）ーニー（プロパンーニール）アミン及びその塩類（通称名…5ーM M P A、M e p h e d r e n e）

二 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が生ずる日

令和四年十二月十七日

○宮城県告示第八百六十二号

令和四年宮城県告示第八百四号をもって家畜伝染病まん延防止規則（昭和四十三年宮城県規則第三十九号）第八条第一項の規定により知事が指定した家畜、又はその死体若しくは家畜伝染病の病原体をひろげるおそれのある物品の移動、移入及び移出の禁止区域を令和四年十二月十六日付けで解除した。

令和四年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第八百六十三号

令和四年宮城県告示第八百四十六号をもって家畜伝染病まん延防止規則（昭和四十三年宮城県規則第三十九号）第八条第一項の規定により知事が指定した家畜、又はその死体若しくは家畜伝染病の病原体をひろげるおそれのある物品の移動の禁止区域を令和四年十二月十一日付けで解除した。

令和四年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第八百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業名取地区南部分区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年十二月十九日から令和五年一月二十三日まで

三 縦覧場所

名取市役所及び岩沼市役所

○宮城県告示第八百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業広長地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年十二月十九日から令和五年一月二十三日まで

三 縦覧場所

大崎市役所

○宮城県告示第八百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和四年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

刈田郡七ヶ宿町字若林山三六の三〇三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び七ヶ宿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県県税等のコンビニエンスストア等取納業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県総務部税務課が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項等

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者。

3 公告の日から落札決定の日までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限を受けていない者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規

定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者がその者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又はなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

7 次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これとかかわりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 セキュリティに関して次に掲げるいずれかの事項に該当すること。

(一) ISMS適合性評価制度（情報セキュリティマネジメントシステム）認定を有していること。

(二) プライバシーマーク制度の認定を有していること。

9 業務を共同連帯して受託するため二以上の者を構成員として結成された共同企業体（以下「企業連合」という。）にあっては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が1及び3から7までの要件のすべてを満たしていること。さらに、協定書等により企業連合の代表として指定された構成員（以下「代表構成員」という。）は8の要件を満たしていること。

(二) 構成員が他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者が入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇-八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二-一三三三五）へ令和五年一月十七日（火）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇-八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県総務部 税務課システム管理班（担当 川田 奈央 電話〇二二-二二-一三三二八）

3 入札説明書及び仕様書の交付期限

令和五年一月十七日（火）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和五

年一月十二日(木)午後五時までに2あて申し出ること。

4 現場説明会 行わない。

5 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

6 入札書の提出期限等

(一) 電子調達システムを用いて入札する場合

イ 入札の期間 令和五年一月二十四日(火)午前九時から令和五年一月二十五日(水)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 郵送の場合は、令和五年一月二十五日(水)午後五時まで。郵送に当たっては、調達案件名及び開札日を中封筒に記載し、入札書在中の旨外封筒に朱書きの上、配達証明付書留郵便にて2の場所に提出すること。なお、期限を過ぎて提出された入札書はいかなる事由があっても受理しない。

ロ 持参の場合は、7の開札の日時まで開札場所に提出すること。

7 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和五年一月二十六日(木)午前十時三十分

(二) 場所 宮城県庁行政舎十一階一〇五会議室

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び四の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条による。

なお、入札保証金の免除を希望する場合は、入札保証金免除申請書(実績を証する契約書等の写しを含む。)を提出する。

(一) 提出方法 持参又は郵送

(二) 提出場所並びに問い合わせ先 四二に記載のとおり

(三) 提出期限 令和五年一月十七日(火)午後五時

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。ただし、財務規則(昭和三十

九年三月三十日宮城県規則第七号)第百十四条に該当する場合は免除する。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税の額及び地方消費税の額(当該額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするもの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行うものであって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

10 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

11 詳細は入札説明書及び仕様書による。

七 概要

Summary

1 Place and Deadline of Bid Submission : System Management Section, Taxation Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan January 25, 2023, 5 : 00 pm.

2 Nature and Quantity of Items or Specified Services to be Procured : Consignment of Miyagi Prefectural tax collection services at convenience stores, etc. (1 set)

3 Place and Date of Bid Selection : Conference Room 1105, 11th floor of Miyagi Prefectural Government Building 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan January 26, 2023, 10 : 30 am.

4 Contact Information : Nao Kawada, System Management Section, Taxation Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
黒川郡大郷町味明字青木沢北山十一番一の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市泉区明石南二丁目二十番地の二
株式会社カーボンゼロソリューションズ

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年十二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
牡鹿郡女川町針浜字浜中二百五十五番一の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

牡鹿郡女川町針浜字針浜百三十二番地の一
杉浦 一美

選挙管理委員会

○宮選管告示第百二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和四年十二月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者 会計責任者の氏名
の氏名 の氏名 主たる事務所の所在地
石井義人後援会 石井 義人 菅原 亮 仙台市太白区袋原三ー一六ー六二

令和四年十一月二十二日

○宮選管告示第百三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和四年十二月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者 異動事項 新 旧 異動年月日
公明党仙北総支部 三浦 善浩 主たる事務所 栗原市金成末野 大崎市鹿島台木 令和四年
の所在地 山ノ神下一 間塚字姥ヶ沢六 十月二十六日
八ー八

代表者 三浦 善浩 山田 和明

立憲民主党宮城県第 安住 淳 会計責任者 遠藤 裕美 内海 徳治 令和四年
5区総支部 の氏名 遠藤 裕美 十一月十五日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者 異動事項 新 旧 異動年月日
愛と緑と活力ある県 赤間 仁 会計責任者 佐藤 達也 小林 慎悟 令和四年
政研究会 の氏名 佐藤 達也 十月三十一日

安住淳連合後援会 青山 久栄 会計責任者 遠藤 裕美 安住 忠彦 令和四年
の氏名 遠藤 裕美 十一月十五日

荒谷さとし後援会 荒谷 敏 主たる事務所 富谷市富ヶ丘二 富谷市あけの平 令和四年
の所在地 一七ー一八 三ー三ー一七 十一月一日

国際勝共連合宮城県 寺島 昭夫 代表者 寺島 昭夫 岩佐 幸 令和四年
本部 の氏名 寺島 昭夫 四月十二日

佐藤あきら後援会 桑原 茂 会計責任者 佐藤せつ子 江口 秀郎 令和三年
の氏名 佐藤せつ子 八月一日

すどう慎後援会 高橋 新一 会計責任者 須藤 哲 須藤 京子 令和三年
の氏名 須藤 哲 一月一日

○宮選管告示第百三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

令和四年十二月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
立憲民主党宮城県第3区総支部	大野 園子	令和四年十一月二日

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
大野そのこ後援会	大野 園子	令和四年十月二十三日
菊地ひろお後援会	田村 弘穂	令和四年十一月二十二日
佐藤あきら後援会	桑原 茂	令和四年十一月三十日
高橋栄一後援会	佐藤 恭二	令和四年七月一日
夢実行市民の会塩竈みなど未来	勝又 實	令和三年十二月三十一日

○宮選管告示第百三十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和四年十二月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(その他の政治団体)

高橋栄一後援会

報告年月日 4.11.8 (4.7.1解散)

1 収入総額	13,700
前年繰越額	13,700
2 支出総額	0

○宮選管告示第百三十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和四年十二月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

(政党の支部)

立憲民主党宮城県第3区総支部

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号

公職の候補者の氏名 大野 園子

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 4.11.10 (4.11.2解散)

1 収入総額	6,259,598
前年繰越額	1,272,558
2 支出総額	4,987,040
3 本年収入の内訳	6,259,598
個人の党費・会費	287,000
寄附	200,000
政治団体分	200,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	4,500,000
立憲民主党本部	1,500,000
立憲民主党本部	1,500,000
立憲民主党本部	1,500,000
その他の収入	40
一件十万円未満のもの	40
4 支出の内訳	3,046,065
経常経費	2,421,839
人件費	333,997
備品・消耗品費	290,229
事務所費	3,213,533
政治活動費	764,383
組織活動費	886,368
機関紙誌の発行その他の事業費	

<p>宣伝事業費 886,368</p> <p>調査研究費 9,782</p> <p>寄附・交付金 1,553,000</p> <p>5 寄附の内訳</p> <p>〔政治団体分〕</p> <p>立憲民主党宮城県総支部連合会 200,000 仙台市青葉区</p> <p>(その他の政治団体)</p> <p>大野その後援会</p> <p>国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号及び第二号</p> <p>公職の候補者の氏名 大野 園子</p> <p>公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 大野 園子</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 衆議院議員</p> <p>報告年月日 4. 10. 25 (4. 10. 23解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>菊地ひろお後援会</p> <p>報告年月日 4. 11. 30 (4. 11. 22解散)</p> <p>1 収入総額 1,300</p> <p>前年繰越額 1,300</p> <p>2 支出総額 1,300</p> <p>3 支出の内訳</p> <p>政治活動費 1,300</p> <p>組織活動費 1,300</p> <p>佐藤あきら後援会</p> <p>報告年月日 4. 11. 30 (4. 11. 30解散)</p> <p>1 収入総額 154,287</p> <p>前年繰越額 154,287</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>高橋栄一後援会</p> <p>報告年月日 4. 11. 8 (4. 7. 1解散)</p>	
<p>1 収入総額 13,700</p> <p>前年繰越額 13,700</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>○高麗管告示第百三十四号</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。</p> <p>令和四年十二月十六日</p> <p>宮城県選挙管理委員会</p> <p>委員長 皆 川 章太郎</p> <p>法第十九条第三項第一号による届出</p> <p>資金管理団体の届出 資金管理団体の名称 取消年月日</p> <p>をした者の氏名 大野 園子 令和四年十月二十三日</p>	